

平成23年第8回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年4月25日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 委員 外松和子
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第34号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第35号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書

3 報告

- (1) 教育長報告

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時45分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

会議に欠席した者の職・氏名

学校教育部 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
------------------	---------

傍聴者 5名

委員長

それでは、ただいまから平成23年第8回教育委員会定例会を開催する。
本日は、5名の方が傍聴にお見えになっている。

学校教育部長

総合教育センターの杉本所長であるが、宮城県の亘理町のほうに支援ということで行っているの、失礼させていただく。よろしく願います。派遣である。20人ぐらい行っているが、そのキャップで、順番に交代で行っている。先週行った。

委員長

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案2件、陳情5件、教育長報告1件である。

(1) 議案第34号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

委員長

初めに議案である。議案第34号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について。

この議案について説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

この議案について、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

1つだけ。あえて等という言葉をつけて法律名が変更になったということであるが、この等は何を意味しているということか。

庶務課長

もともとの法律が22年度における子ども手当の支給に関する法律であった。それを23年の4月から9月まで延長するというので、22年度等ということで、22年度だけではなくて23年度6カ月分入るという意味で法律名が改正された、こういうものがある。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにあるか。

それでは議案第34号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第34号は「承認」とする。

(2) 議案第35号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第35号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則。
この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、この議案について、各委員のご意見、ご質問を願う。

安藤委員

直接内容には関係ないことになってしまうかもしれないが、規則の付則2番の最後の業の「なお従前の例による」、その次の3番にも「なお従前の例による」というふうにあるが、ちょっと調べてみたが、ちょっと理解できない。この言葉自体もあまりなじみがないし、この「従前の例」が一体どれに当たるのかということがちょっとわからないので、説明していただきたい。

庶務課長

通例、こういう規則、条例等を改正をした場合に、改正前と改正後が出てくるということで、この改正後の規定をいつから適用するのか、こういうことで施行するという言い方をするわけである。今回のように障害が過去に実際に起こって、この改正自体が今回、本日の教育委員会で決定をいただければ、例えば明日からこの規則を公布して施行するというふうになると、明日から適用すると、こういうふうになるわけである。そうすると、障害が起きたのが明日からなのか、それとも既にもう起きているけれども、その起こっている人に対して、明日から新たにその補償する額が変わってくるわけであるので、明日から新しい基準を適用するのかというふうなこと、ここを決なければいけないわけである。通例「従前の例による」というのは、新しい規定が適用しないという場合に「従前の例による」という言い方をする。

そうすると、従前の例によると、明日仮に施行するというふうになった場合には、今日までこういう外貌障害が生じた方については新しい基準は適用しない、こういうふうになるわけであり、「従前の例による」というのは、通例こういう場合は改正前の規定をそのまま適用するという場合に「従前の例による」という言い方をする。

なお、先ほど説明で漏れたが、この適用を受けているケースは、現在、練馬区ではない。

委員長

ほかにあるか。

外松委員

感想になるが、今まで男子と女子とである程度差があったというこの外貌の障害に関して男女の差別なく同じになったということで、それはよいことだなというふうに確認しておく。

委員長

よろしいか。

それでは、議案第35号については承認でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第35号は「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。

平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。
この陳情については、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成19年陳情第4号については「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。

平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について。

この陳情については資料が提出されているので説明を願う。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

陳情の1に関してのことで、それに対する資料の説明というふうに解釈してよろしいか。

では、陳情の1の方の陳情事項の中に、指導要領の目的、内容に照らした本質的な評価が完全に欠落しているという文言、それから、内容項目において指導要領に基づく具体的な評価は全く見当たらないという文言があるが、この指摘についてどのように考えたらよろしいか。

教育指導課長

去る8月の採択には、指導要領に示した目標等ということで、今資料等でも説明したとおり、各教科の目標等を踏まえた採択資料をとということであるが、前回の小学校だったか、昨年度の小学校の資料等を見ると、そういった部分において若干具体的な評価が欠けているのではないかと、そういう指摘があったということである。

天沼委員

そのご指摘についてであるが、確かにそういうふうにも読むと思えば読めると思うが、ただ、いろいろ下部委員会のほう、3つの委員会があるが、そちらのほうでいろいろご判断いただき評価をされ、それが採択の委員会のほうに上がってくるということになるわけであるが、そうすると、ある程度絞り込んだ形として出てくるといことなので、今の2番のほうで、調査研究資料が実際の採択により参考になるものとなるようにということと、4番で採択権者である教育委員のほうのみずからの判断で採択すべき教科書を決定するという、それから6番のほうで、いわゆる絞り込みのような規定があるときには速やかに改正するということなので、ある程度そういう内容に細かく入っていただくのはありがたいことではあると思うが、それが具体的な評価であるとか、本質的な評価というところの何がよしあしということまで、内容項目にまでわたった評価が行われたものが出てくると、それに委員のほうが左右されてしまう。より参考になるような丁寧な調査報告を出していただくのは大変いいと思うが、ただ、それがそのようなものとして、評価がついた、優劣がついたような評価が出される、もしくは順番が、この教科書がいいとか悪いとかということがあらかじめ資料を見ることによってわかってしまって、それに左右されるような採択委員会になってしまう。教育委員会が採択をするようなことになってしまうと、かえってそれに左右されてしまう。公平というか、公正な判断で採択を行うということにちょっと問題が生じるのではないかと考えたが、その点、いかがか。

教育長

まさにそのとおりであって、この陳情に対して平成13年の都の通知、これはあくまでも通知であるから、命令とか指示ではないわけであるが、この通知はまだ生きているものである、現在でも。その中の、例えば2のところ、教科書採択のための調査研究資料、この調査研究資料というのは、東京都教育委員会が調査研究資料をつくっているが、この中でも内容に即して各教科書の違いが簡潔明瞭であるから、違いであるから、このことを書いてあるから、いいとか悪いとか、これに触れてないからいいとか悪いとかということではない。それぞれの教科書の特徴がわかるようなものが東京都の資料である。なおかつ、この調査研究資料に基づいてやれというのではなくて、より参考になるものである。東京都の調査研究資料のより参考になるものというのは、参考というのはだれが参考にするかということ、教育委員会が参考にするわけであるから、逐一このとおりやれということでは全くないということ。

それから、4のところの今天沼委員がおっしゃったように、それぞれ下部機関というのは練馬区の教科書協議会、調査委員会等が独自で調査をしたわけであるから、それに

不足しているものについては教育委員が実際に教科書を点検しているわけであるから、例えば陳情者が言っているのはどういうことか具体的に書いてないが、イメージするようなことについては、我々が見ているわけであるから、不足しているからいけないということではない。不足していれば、不足しているなりに我々が教科書を見てやっていくということである、この4というのは、

であるから、あくまで根拠に置くだけであって、これに拘束されるわけではないから、調査報告書の内容について不足しているなどと思う部分については、我々が、教育委員がそれぞれ見て、ああ、これについてはこうだな、ああだなということで決めてきているはずである。

小学校と中学校ではかなり中身が違って来るから、中学校については、前回のときもかなり内容について、指導要領との突き合わせなんか各研究資料も触れているから、その辺については、ただ、あくまでもそれに拘束されないということが基本である。

それからもう一つは、6のところが大切なところであって、要するに、東京都の資料も教育委員会の、今度調査委員会も協議会も含めて、ああ、この本がいりんだなと思うような書き方をしてはいけない。絞り込みをしてはいけないということが書いてある。過去には絞り込みをしていたわけである。それがいけないということで、民主的な手続を定めているのが、この通知であり、国のもとになるところの平成2年に出た「教科書採択の在り方の改善について」ということ、これはずっと今も続いている内容であると思う。

委員長

ちょっと私のほうからであるが、陳情1号の事項の1についてであるが、指導要領に示された目標等を最もよく踏まえている教科書を選定するということ、通知にもあるとおり、全くそのとおりであると私は思っている。しかし、それは採択の大前提であるから、昨年度もそのような観点で採択をいたしている。だから、あえて陳情を採択する必要はないのかなというふうに思う。

しかも、陳情の要旨の中に改正趣旨が正しく反映された採択が行われていないとか、1の中に指導要領の目的、内容に照らした本質的な評価が完全に欠落しているとか、指導要領に基づく具体的評価が全く見当たらないという断定的な記述があるが、この表現はちょっと妥当でないのではないかとということで、ちょっと受け入れがたいと感じている。

そもそも検定教科書とは、学習指導要領の目標や内容等を踏まえて編集されている。したがって、各調査研究においては、各教科書がそれぞれ学習指導要領に示されている、その内容を理解させ、目標を達成するために学習の方法や資料、説明などをどのように取り上げているのか、その質とか量などのよしあしを評価するのが調査委員会の仕事かなというふうに思う。

そうすると、別紙1の教科書調査研究3組織の答申内容というふうに陳情の中に添付資料もあるが、その内容の欄の記述が、目標や内容そのものについての文言よりも、内容の取り扱い方について多く記述されていても、本質的な評価が欠落しているとは言えないと思う。むしろそのことで各教科書の特徴がわかり、そのことが学習指導要領の目

標等を最もよく踏まえている教科書を選定するということにつながっていくのだろうと
思っている。

この記述は、採択要綱事務施行細目の第10条の調査研究の評価基準の(1)内容とい
うところに挙げられているアからキの項目に従って調査研究は委員会では記述してい
るというふうと考えられる。例えば、その内容の1番とふってあるところはイ、2番は
ウ、3はア、4はエに沿って書かれていると思う。

なお、そのアからキという項目は、学習指導要領の改定の趣旨を踏まえてここに掲げ
られているものであると思う。

以上のことから、改正の趣旨が正しく反映された採択が行われていない、本質的な評
価が完全に欠落している、指導要領に基づく具体的な評価が見当たらないというご指摘
は、妥当ではないというふうに思う。ちょっと結論としては、陳情項目の1について、
採択できかねるかなと私は考える。

教育長

この東京都の通知は、この陳情事項の1のところであるが、「目標等を最もよく踏まえ
ている教科書を選定するようなどの観点から」である。観点から教科書の専門的な調査
をしてくれということである。観点であるから、そのとおりさまざまな見方があるとい
うようなことだと思う。この文章からは観点というのは欠落しているので、この辺につ
いてもちょっと陳情者の考え方と異なるものだということと、もう改正趣旨が正しく反
映された採択が行われないと、これは断定しているので、これについては前回各委員が
それぞれ指導要領の目標と内容、それと実際の教科書を突き合わせながら、これは決め
ているわけであるので、陳情者の方にとってみると、ふさわしくない教科書だったかも
わからないが、教育委員会としては指導の目標、内容に沿ったものということと言っ
ている。ここはもう考え方の違いなので、一致することはないと思う。

委員長

ほかにあるか。

天沼委員

簡単に申すと、この教科書調査委員会などは、そういった学習指導要領に示された目
標等を踏まえた教科書研究をしていただいて、その観点を踏まえているかどうかを調査
研究していただいて調査資料を上げていただく、採択委員会に上げていただくというこ
とであって、そこでよしあしの内容の判断をするということではなくて、それはそもそ
も検定を通ってきた内容、それが教科書の目標をちゃんと踏まえたものかどうかとい
うことを資料として上げていただくという役目なのであって、そこで評価をするとい
うことではない。評価をして、これがいい悪いという形に出して、そして上げてくるよ
うなものではない。その評価基準については、既に今委員長からご指摘があったように、平
成12年のときからの、22年から一部改正になったが、練馬区の教科書採択要綱事務
施行細目のご指摘のあった10条が評価基準であるので、これらがそもそも今回の学習
指導要領の観点ということから、ちゃんととらえているかどうかという評価基準となっ

て上がってきているので、踏まえていないというこのご指摘には当たらないというふうに思う。

教育長

陳情は、今回採択する中学校の歴史分野の採択についてというところで3番目のところ、指導要領に基づく厳正な競争試験的選抜、歴史というのは何もある一時期のことだけではないわけである、教科書で扱っているのは、日本の歴史全体をずうっと扱っているわけであるから、過去、現在、これらにつながっていく歴史をやっているはずである。だから、この方のおっしゃっている競争試験的選抜というのは、どういう意味で言っているのかよくわからないが、歴史というのを、日本の国の歴史全体を見て、その教科書がどのようにそれを扱っているか。一時期だけではない。全体のトーンがどうなっているかということで理解をしていく。それで、練馬の子供たちにとって日本の歴史をどういうふうにつかんでいくのかということである。そこが大切であるから、競争試験的選抜ということが採択にはなじむような言葉ではないと私は思う。

委員長

ほかにあるか。

外松委員

基本的には先ほど委員長が非常にわかりやすく丁寧にお話ししてくださり、私もその意見には賛成である。もう教科書を採択する、また調査委員会、研究委員会、各校研究会もみんなこの教科書を調査研究するに関しては、根本としているのが学習指導要領の目的、内容にいかにか合致して、どのような教科書であれば、子供たちの教育に当たって、その教科書を採用していくのが一番いい状態であるのかというのが十分学習指導要領にのっとって本来、これまでもずっと、これからもそのようにして評価していくものであると考えている。

1つ質問であるが、区のほうの採択要綱の施行細目のほうであるが、先ほどの評価基準である第10条、(1)から(4)まで記載されているが、こういう評価基準というのは大体他の市町村というか、他でも大体このような内容なのか。

教育指導課長

23区全部を調べたわけではないが、近隣の区を調べてみると、おおよそ本区のような内容が含まれている。ただ、本区のほうが若干、本区ともう一区、少し具体的に書いているかなど。他の自治体についてはもう少し簡潔に書いているようなところもあるということである。

以上である。

委員長

今のお話ではわりと本区は他区に比べて評価基準が非常に細かく丁寧であるということである。

教育長

それともう一点は、今回の指導要領の改訂に伴って要綱、細目も改正している。指導要領が変わってくるから。

外松委員

そうすると、この陳情者の方などは、調査研究の答申の内容等をいろいろと心配されて、懸念されて陳情が上がってきているわけであるが、実際には非常に丁寧に評価基準を設けてやっているということが、もうちょっと区民の皆様にはわかりやすくなるように、どこかに何かを記載するとか、スタイルはこれでいいと思うが、評価基準等がもしそのような誤解を招いているようであったら、何か工夫の余地はあるのかなというふうにも、今のお話で感じた。

教育長

陳情者の方が教科書のうち、特に歴史分野について学習指導要領に沿った内容に即したものを採択してほしいという気持ちはよくわかる。わかるが、教育委員会としてみずからの責任と判断で決めていくわけであるから、この教科書とか絞り込むような陳情については、やはり採択などはできないわけである。陳情というのは、毎回、毎回、一つ一つ完結していくが、これまでもご心配いただいている陳情者は、これまでも私たちの見ている内容であるので、ぜひ手続面の内容だとか、採択してきたことについてもうちょっと調べて見ていただきたいと思う。

委員長

ほかにご意見はあるか。

天沼委員

今の陳情の2についてであるが、もうご指摘があったが、練馬区立学校教科用図書採択要綱であるとか、練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目であるとか、こちらのほうであるが、今回、下のほうの研究報告書の要旨のほうに学習指導要領に示された目標に照らし、調査結果を報告すること、はっきりとした活字がその表紙の下に記載があるので、この中でご指摘があるように、こういう形で明記されたので、報告書を書いていただく委員の方々は、再度学習指導要領の目標に照らしながら調査報告をしていただけることになると思っている。2番についてはそんなふうを考える。

3番のほうであるが、教育長からもご指摘があったように、そういった競争試験的選抜とか資格試験的なもの、教科書採択はそういうものではないので、これまで答申内容を資料として陳情者が上げていただいたものを拝見しても、そのような観点ではなくて、むしろ実際教えていらっしゃる方々が教科書に記載されている項目は、その内容の事柄を分析して、利用する側からの視点から、これが活用しやすいものなのかとか、こういうふうには活用できるとか、そういうふうには実際自分たちがお使いになるときにそういった観点を踏まえながら調査研究をされているので、それはむしろ私たち委員よりもより

現場を知っていらっしゃる、現場に携わっている方々であるので、非常におわかりになっていらっしゃる。ご理解があるところであるので、むしろ私たちはそれをもとに採択をさせていただけるというふうに考えるので、ご心配は、評価の反映されたものでないから望ましい採択ができないのではないかと、あるいは本質を外れた論議に基づいているとかいうふうなご指摘には当たらないというふうに、3番について思った。

委員長

ほかにご意見はあるか。

安藤委員

大体用意していた意見は皆さんに言っていたが、目標をよく踏まえているということについては、繰り返しになるが、教科書協議会へ提出される諮問書にあるように内容、構成、配列、分量、表記等についてもあわせて調査研究していただくようお願いしているので、この点については改めて教科書協議会の方に伝えていただくように事務局の方にもお願いしたい。

また、3番の競争試験的選抜という言葉は非常に難しいというか、理解できないというか、こういった教科書、ポイント制というような方法で決めることもできないので、いろいろなバランスを見て教科書を選定していきたいと思う。

以上である。

委員長

今、資格試験とか競争という文言のところがちょっと話題になっているが、私は、資格を通るということは、検定を通るということは、学習指導要領に沿った内容がちゃんと載せられているということで資格ととらえ、競争というのは、言葉はいいかどうかわからないが、先ほども申し上げたが、学習指導要領が掲げているところの目標とか内容について、各教科書会社のつくった教科書が、そのことを内容をよく理解させるとか、目標を達成させるために、それぞれ工夫して学習の方法や資料や説明などをどのように取り上げていったらよいかということ、その質とか量について競争するんだらうというふうに考えてこの言葉は受けとめさせていただいている。だから、内容については、具体的な記述があって、わかりやすくなって、かえってそのほうが現実的、実用的な評価であるというふうに私は考えている。

陳情項目の次項の2と3についても、さっき天沼委員からもあったが、練馬区の要綱、それから細目の中にもそれぞれ学習指導要領という文言が挿入されていることと、それから、教科書協議会への諮問文の留意事項のところにも中学校学習指導要領に示された各教科・分野の目標等を勘案して答申することと明記されているし、報告書そのものの下のほうにもそのような事柄が明記されているので、十分その意図は伝わるようになっていると考える。

ほかにご意見はあるか。

外松委員

この陳情の方の3番の競争試験的選抜ということであるが、この言葉は私もちょっと理解がなかなか難しいというふうに考えている。文科省は平成21年4月2日の通知で、「教科書観の転換について」ということも今回は通知が出されている。今までは教科書をすべて児童生徒に教えなければいけないという、そういう教科書観であったが、その通知では、個々の児童の理解の程度、それに応じて指導を与えていくとか、あとは児童生徒が興味を持って、関心を持っていると読み進めていくことができるとか、また、児童生徒が家庭でも、主体的に、自主的に学習ができるという、そういう教科書の教科書観の転換を図りなさいという、そういう通知も出されている。だから、なおさらこの言葉はちょっと納得しがたい、受け入れがたいというふうに考えている。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

陳情者は内容面について形式的になっているのではないかという部分も、具体的な評価が見当たらないという言葉の中にちょっと読み取れるかと思うが。今回学習指導要領の改訂に伴って、先ほどの最初に委員長がまとめてお話しいただいたように調査研究の評価基準のオとカとキ、どのような能力を身につけさせるかというようなところで思考力や判断力や表現力を身につけるのに適する内容であることとか、言語活動の充実が図られる内容であることとか、本地域の実態と合致した内容であることなど、内容面についてもどういうふうな内容を選択基準として挙げているかということは、練馬区の施行細目の中に上がってきている。多少今回陳情で出された例として上がってきているものとは違うものが、今回の中学校の採択に際して、先生方、各委員会の中で記載がされるのではないかというふうに、こういう新しい学習指導要領のねらいに沿って評価基準も変わってきているので、期待したいと思っている。

委員長

ほかにご意見はあるか。

それでは、各委員よりさまざまなご意見をいただいたが、この陳情については、本日はここまでとして、次回以降、審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第1号は「継続」とする。

- (3) 平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第2号 平成23年度に採択される練馬区立中学校社会科教科書の採択に関する陳情書。この陳情については資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

教育長

この陳情の2の(1)の4行目、調査研究組織の査定作業という言葉をお使いであるが、指導要領に示された目標・内容に照らしての各社記述の本質的な比較評価が全くされていないということは、比較評価をしてはいけないのである。この前の通知を見ても、絞り込み、比較評価というのは絞り込みになってしまうわけである。特徴についてそれぞれ調査研究をしていただくわけであるから、比較しろとっては、逆に比較評価をこの調査研究がしてしまうと、絞り込みにつながるということでとらえられるのではないかと思う。協議会の性格というのはそういうものではないので、それについては陳情者の方とは違う。ここでもやはり内容を踏まえた観点という言葉が全部抜けているので、あえて抜かしているのかよくわからないが、その辺についてもちょっと相容れないところだと思う。

それから、(2)の調査委員会と教科書協議会への答申内容がそっくり転写しているにすぎないとか受けとめられないというのがあるが、実際に教科書を採択した後に協議会、それから調査委員会、各校研究会の答申内容は全部公開されるから、その公開内容に沿って事務局に聞いたところ、かなりそれぞれ教科書協議会は調査委員会の内容についてやりとりがあって、結果として同じような文言になったが、全く転写ではないという事実もつかんでいる。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。

安藤委員

先ほどの陳情の1とちょっと重なってしまうが、本質的な比較評価についてのところが、この内容について少しとらえづらい、その後の内容の項目案において具体的な評価が全く見当たらないというところであるが、少しとらえづらいところの内容について書きなさいと言われてもとらえづらいことになるのかなと思った。しかし、諮問書の中には、7つの項目で具体的に検証する内容について示してあるので、もう少し具体的に

てくることを期待していると思う。

それから、教育長と重なってしまうが、比較評価は調査研究では行えないというふうに私も理解している。

それから転写についてであるが、各校研究会と調査委員会というのは、教科書協議会の下部組織であることから、その報告を受けてまとめたものが協議会の報告書となると理解しているが、そのあたりはそういう理解でよろしいのか。

教育指導課長

基本的には、調査委員会、各校研究会というのがそれぞれに研究をする。その研究した内容についてまとめたものが教科書協議会上がってくるということであって、教科書協議会では、その上がってきたものについて、1回の会議で大体3時間から4時間かけて、各種目別に上がってきたものについて、その研究内容がそれぞれ適正であるかどうかということの一つ一つ教科書を当たって確認をしていく、そういった作業をして最終教科書協議会の資料、答申としてまとめるということである。

教育長

この陳情の一番下のところであるが、国会の昨年10月の衆議院の文科委員会で高木文科大臣が発言した、それに最も対応した教科書の選定を行うようにと、特に領土問題である。これは高校の教科書に対してのやりとりであるから、中学校の教科書がどうなるかということを行っているわけではない。だから、最も対応したという意味がよくわからないが、あくまでもこの国会でのやりとりというのは、高校の教科書についてのやりとりということであるから、小学校、中学校について言っていることではないということだけは確認しておきたいと思う。

天沼委員

それでは、私の発言を内容として引き合いに出して領土問題について最初の陳情があったということなので、改めてちょっと見直してみたが、小学校と中学校と高等学校の指導要領はやっぱり違う。小学校の学習指導要領の領土問題の取り上げ方についてちょっとまた確認のために見てみたが、ちょっと長くなるが、社会の5年生の1の目標に、(1)我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。その内容、(1)であるが、我が国の国土の自然などの様子について、ア、世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土とある。領土問題の領土という言葉が使われている箇所はここだけで、その内容はここに挙がってきている北方領土の問題というふうに考えることができると思う。だから、それがどのように取り上げているかというのではなくて、どの教科書も適切に扱われているかどうかといったところが一番大きな判断の基準になったと思う。

今教育長がおっしゃったように、この選定が8月に行われて、10月になって高校教科書に対して文部科学大臣がしっかりと記載して、明記したいということである。尖閣諸島において、我が国の固有の領土だ、これを明確にしたい、明記したいと思っている

という発言をなさっているということで、まだこの段階ではいろいろな問題も起きておらず、確かに地図なんかを見ると、竹島と尖閣諸島は我が国の領土というふうに記載はなっているが、小学生のこの改訂段階ではまだそういう大きな問題は起きてきておらず、今回改めてこの領土問題について国民として考え直さなければいけないという事態が起きたということから、小学校のほうも今回記載をするというふうになったのだと考える。したがって、取り上げ方として、昨年度の採択でははっきりしておらなかったわけであるが、教科書で教えるわけではなくて、教科書を用いて学習、教育をしていくわけであるから、教科書は主たる教材として活用されるわけで、これだけに縛られるわけではなくて、必要に応じて教育委員会のほうで補助資料とか、いろいろなものを用いながら子供たちの指導をしていただければ、それでよしいのかなと思う。この時点での可能な、まああいまい性があると言われれば確かにそうかなと、今の時点で言えばそうかなと私も思うが、この採択時点ではこれぐらいの判断が妥当だったのかなと、当時の記憶は少し遠のいてきてはいるが、思っている。ということである、領土に関しては、

委員長

領土に関する問題は、その解決は大変難しいものだと思うので、長い間先送りにされてきていると思う。しかし、国としてその解決を図らなければならない重要な問題であると思う。したがって、学習指導要領にも明記されているとおり、将来を担う子供たちに対して、国際社会で日本の立場をしっかりと主張できるよう、領土に対する正しい知識を歴史的事実に基づき、発達段階に応じて教えなければいけないと私は考えている。

したがって、中学校の教科書には領土問題について学習指導要領に沿ってしっかりと適正な記述が必要だと思う。しかし、陳情内容の1には、日本国の領土問題への記述の適正な教科書の採択への配慮というふうにあるので、この陳情を採択するとなると、教科書の採択の観点から、この特定の内容だけに絞って行われたような誤解を招きかねないというふうに思っている。公正・公平な立場に反するのではないかと感じている。

教育長

領土問題は、講和条約のときに、アメリカが、GHQが中心になってやったときに、その当時のソビエトは入ってなかった。だから、ソビエトとして見れば、北方領土が日本なのかどうかというのは、入ってないのである。参加してないのであるから、アメリカを中心にして決めたわけである。そのとき中華人民共和国は呼ばれていない。そういったことがある、歴史的に。アメリカについてもあまりはっきり言っていない部分がある。戦後、昭和二十何年かに講和条約を結んだが、あのときにソビエトは来ないのである。あそこでちゃんと来て、北方領土は日本のだと言っていけば、向こうも思っているが、向こうは来てないのである。それだからソビエトは入ってきているのである。それがいけないのならば、国がもうちょっと、この中学校の教科書ではなくて、小学校の教科書ではなくて、国がもうちょっと主義主張をすべき。そういった歴史についての教育をしてこなかった、これまで。

だから、どこかの大臣が、日本には領土問題なんかないと答えている。だから、勉強してこないのだ。あの辺についてはもう時間がなくなってしまい、我々のころもあまり

記憶がない。社会人になってからいろいろ勉強してきた。新聞を見たり、いろいろ国との関係を見たり、特に尖閣の場合も、中国、中華民国をいろいろ調べていても、日本は出ていけということで、武力でやる時代ではないし、その辺も、小学生がそんなところまでやるのがふさわしいのかというのは、これは教師の、それが必要だとなれば、大もとのところから、教科書に書いてないところでも歴史をひもといて、ここはこうすることでこうなっているんだよ、君たちがこれからこういうものを解決していくんだよという教え方になるし、中学生ならもうちょっと世界の状況を考えながら、あなたたちは考えてみなさいよ、日本では尖閣諸島も竹島も領土としていると。じゃ、領土って、何でそんなものが必要なのかということ、それも教えなくちゃいけない。だって、竹島があっても別にそこで稲をつくったりできるわけではないし、だけど、漁業水域とか、それが全部絡んでくる。沖ノ鳥島、あの辺の日本がなくなりそうなところを一生懸命消波ブロックやコンクリートで固めているのも、何でそんなことをやっているのかというのは、やっぱり領土の問題である。

だから、そういったことを教えるのが、小学生にはどこまでがいいのか、中学生はどこまで、高校生はどこまで、大学生はどうなのかというところが必要ではないのか。

天沼委員

中学生の学習指導要領は、先ほど読み上げたが、小学生とかなり違っている。竹島とか尖閣諸島とか取り上げるように、今回の文科省の方針で、ちゃんと記載したものであるということで、記載がないものは改正、もしくは修正ということになるので、どの程度どういうふうに取り上げているかを、ここで判断していくわけで、すべてが取り上げているので、そういうことになるだろうと思う。

教育長

例えば、教科書をまだ見ていないから、取り上げ方で、中華人民共和国だとかロシアが言っていることはおかしいんだ、とんでもないことだという言い方もあるし、そういうことをあいまいにしてきたのでこういう問題が起きているという教え方もあるし、どっちがいいかというのは、これはなかなか難しい。排他的に教えるというのは、それでいいのかということ。それが一番簡単である、多分。

天沼委員

国際協調とか平和という観点をやはり、大きな見出しがそこにあるので。

教育長

でも、今度の尖閣諸島の例の漁船問題だってそうである。もっと前にもあったわけである。みんな帰してしまっている、黙って、大げさにしない。たまたま今回はああいうふうに出た。それでも、今度は検察審査会が訴追しようとなったから、どうなるかわからないが、教科書を見て、採択のときには、その辺をしっかりと見ていきたい。

委員長

ほかにご意見はないか。

天沼委員

その問題も採択の公正さというか、内容検討はここではすることになるので、各社のいろいろ異なる記述が当然出てくるので、その辺をちゃんと各校研究会や調査委員会から上がってきた資料をもとに、それを参考資料として、それに基づいた十分な研究用資料を上げていただきたいと思います。

教育長

それから、先ほどの平成21年3月30日付の「教科書の改善について」(通知)の中には教科書観の転換というのが載っている。こういうものについてもぜひ目を向けてもらいたいと思う。

外松委員

陳情の3番についてであるが、この細目の改定という陳情の趣旨であるが、先ほどからいろいろとお話が出ているように、細目のほうの、この調査報告書で学習指導要領に示された目標に照らし、調査結果を報告することということがしっかりと明記されている。それでまた指導課のほうもその点をしっかりと指導していくようになるかと思うので、10条には評価基準も他区よりも詳しく練馬区は基準が設けられているという、そういう説明もあった。だから、あえてここで細目を変えなくても、きちっと学習指導要領に示された目標と内容を最もよく踏まえている、そういう教科書の調査報告、そういうのできるのではないかと考えている。

また、領土問題に関しては、長くなるので、私としてはまた別の機会に、この教科書採択のときにお話しできればと考えている。

教育長

繰り返しになるが、協議会も調査委員会も比較評価をしてはいけない、絞り込みにつながるから。特徴をとということである。この辺が陳情者の方では比較評価であるから順番がつくことである。それではないということである。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。よろしいか。

それでは、各委員よりいろいろのご意見をいただいたが、この陳情については本日はここまでとして、次回以降、審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第2号については「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書。
この陳情については、各委員のご意見を伺う。

天沼委員

陳情のところの2番のほうで、今回の大震災を教訓として小中学校の防災計画、訓練の再確認を至急行ってほしいということで、見直しが必要ということは、私も今回のような場合は、これまでのやり方であるところまで対応できるのかということもあるので、見直しが必要になってくるだろうと思う。特に今回の大震災や放射能の問題などがあるので、子供の放射能の値が新聞に出ているが、子供の基準値というか、大人の場合は多少よかったとしても、子供の基準値からするとどうなのかということもあるのかと思うので、そういう新たな放射能などの要因というのは、これまでなかったと思うので、マニュアルはもう一回見直していただいたほうがよいのかと思う。それが1つ。

委員長

マニュアルの見直しということで、何か指導課長のほうからあるか。

教育長

放射能に関しては教育委員会だけではなくて、練馬区全体の問題になる。子供も、幼稚園にいる子もいれば、保育園にいる子もいるし、家にいる子もいるわけなので、今、区の中で放射能に対する対策委員会を設けている。その中で随時放射能に対して発信をしていくことになっている。その辺についてちょっと。

教育指導課長

まず放射能、放射性物質の関係については、今教育長がお話をしたように、特に環境課のほうから出てくるさまざまな関係部署での会議があり、地震以降、これがもう数回、もう10回近く行っているが、そういった中で情報を得ながら、必要なことを教育委員会として各小中学校に情報提供しているというような状況があり、これについては今後も継続して続けていくことになる。

それから、例えば教育指導課の中で関係するということにおいては、では、地震とか放射能に関することで各学校がどういう対応をしていく必要があるのか。これはあくまでも区全体の状況を受けて、それを学校に置きかえたときにどういう指導が必要になってくるか、そういったことについては教育委員会と校長会で一緒に検討しながら進めているような状況で今まで来ている。これは今後も継続していくということである。

天沼委員

もう一つ。1番にさかのぼってであるが、いろいろ問題点があるという陳情の方のご

意見であるが、その区としての問題点のまとめと、それに対する対応の把握や、何かケースパターンのような形、例えば家に帰す、あるいは学校で預かる、あるいはほかの方法があれば、その地域で帰った子はどこかの家に集まるとか、そういう対策の幾つかのパターンを考えるなどして、それもこれだけというのではなくて、今回もいろいろまちまちな扱いがあったと思うが、それがばらばらにならずに幾つかのパターンのような形で計画が立てられるといいと思う。

それからもう一つは、次の一手というか、そこで火災が発生したらどうするか、その次の対応、避難した場所で何か起きたというふうなこともさらに考えに入れておいたほうがいいと思う。だから、今回の地震でも大丈夫だと思っていた。いろいろ対策も立っていた。でも、それもだめだった。次の手がなかった。高性能放水車を用意してなかった。それはそういうことがないと思っていたから。そういう次の一手も考えて、火災の話をしたが、発生した場合など、まあわからないが、そういうものも入れた計画、対応が図られるようなケースを幾つか用意されたいがかかと思ったが、いかがか。

委員長

ちょっとそれに関連して先に言わせてほしい。今回いろいろな学校の対応が、3月11日の対応がまちまちであったということを伺っているが、それはマニュアルがあったと思うので、今回は震度5弱ということで、今までになかったので、多分各学校はその対応をすごく迷ったのではないかと思う。その結果がまちまちになったと思うので、もしそのマニュアルどおりだったらどうであったのか、またその状況によっては、マニュアルどおりにいかないことも当然あると思うが、マニュアルとしたらどうだったのかということで、指導課としては何か今回の各学校の対応で課題のようなものが見えたとしたらちょっと教えていただけたらと、あわせてお願いします。

教育指導課長

地震が起きたときの対応というのは各学校で持っているわけであるが、ただ、今まで想定していたよりも震度5という非常に大きな地震であったということで、学校が一番迷ったのは、保護者に直接引き渡すべきなのか、それとも様子を見て集団で下校する、先生がついて下校するという形がよかったのか、その辺での学校の迷いがあった、これが今までずっとこの1月学校と一緒に検討してきて出てきていることである。

もう一つ状況として難しかったのが、2時47分という地震の発生で、実は小学校の低学年の子供が既に下校した後だったという学校もかなりの数ある。そういった状況の中で学校によってまちまちであったというのはそういうことである。低学年はもう帰ってしまっていた。低学年の子はいたが、集団下校させた学校もあるし、全部保護者に直接引き渡した学校もあった。そうすると、マニュアルといったときに、どの規模のときにどういう対応するかというところが、実は今回ははっきりしていなかったというのが、今回の教訓として一番大きいのかと。

実は、これを今月校長会と一緒に集まって、その辺の最低限の、すべてマニュアルどおりというのではなくて、状況に合わせた学校の判断も必要であるが、最低限の基準というか、そういったところについては、今月中に形を決めて、今余震もあるので、今月

中に学校に知らせるということで今動いている。

委員長

ぜひよろしく願います。
ほかに。

安藤委員

意見ではないが、学校に子供を通わせていて、今まで秋に行われていた引き取り訓練を春に行おうという改善がもう既になされているところからも、学校の対応としては早く行われているのかなと。マニュアルはまだそういうことであるが、考え方としては春早々にやろうとしている学校もあるので、そういった面では安心できるのかなと思う。

教育指導課長

マニュアルについて今月中に出す予定であるが、今現在は、今度地震が起きた場合には、とにかく余震ということで大きいことも考えられるので保護者への引き取りを原則とするということで今ずっと動いてきているので、この間もし起きた場合には、教育委員会からとりあえずこういうふうにしてほしいと全部出すつもりである。あわせてマニュアルを今後徹底するということである。

委員長

その原則というのは、学校は避難拠点地になっている。だから、原則子供はいつまでも保護者が引き取りにくるまでは学校で預かるというのが原則となるのか。

教育指導課長

今回の課題として、先ほど言ったこととあわせて、子供を下校させたときに、今回交通網が麻痺した、とまったということで、お勤めになっているお父さん、お母さんがいるお子さんが一人で自宅にいるということに対する不安、これがあったので、基本は学校が預かるというのが、今原則で今月は動いてきているということである。

委員長

ほかに。

天沼委員

ささいなことであるが、今回停電が起きなかった。例えば子供が家に帰って停電になってしまった。学校でも停電になった。水もとまったといったときに、ある程度備蓄というか、そういうことも考えた対策を立てておくことがいいかと。東京都がすぐに50万本のペットボトルを乳幼児に対して配られた。あれは素晴らしいと思う。放射能が、あれがなかったらやっぱり乳幼児に対しては非常に大きな影響が出る可能性があった。そういう意味で、電気がとまったり、水が出なくなったり、そういうことも想定したある程度の備蓄であるとかが対策の中に入ってくるのではないかと思うが、どうか。

教育長

学校に備蓄倉庫があるから、ただそれが、例えば900人いるなら900人いる子供のペットボトル、水、500ミリリットルが1人当たり何本あるかは、ちゃんとやっておかなければならない。少なくともいるときに起きたら、次の日までいるという計算である。子供たちも泊まる子がかかり出てくる。今度はさらにプラスして帰宅困難者もそこに入ってくる、学校によっては、それは区全体の見直しになる。備蓄物資は、各学校に備蓄倉庫があるが、全部の数ではない。

外松委員

あわせてであるが、今のようなお話を伺っていると、これからは学校が一番子供を預かるのが大原則ということが確認されて、それでよろしいのであるが、学校というのはそれほど職員の数が多い場所ではない。ただでさえ日常的に人が欲しいという、そういう状態の中で教育活動がなされているから、ほんとうに万が一そういう大きな災害があったら、やっぱり学校のそばの地域の方たちとも連携をとりあってそれを乗り越えていかなければならない、それが現状だろうなと思うので、今後はそういう地域の人ともいかに連携して、どうやってそういうネットワークをつくっていくかということもぜひ地域の方にも働きかけていただき、学校と地域と双方で子供たちを守っていく、そういう形をより確かなものにしていけたらいいと希望する。

教育長

それは避難拠点運営連絡会というのがあって、各学校に全部、教員と地域の区の職員が行くような仕組みにはなっている。今回も避難拠点になった学校については、避難拠点運営連絡会の人たちが入っている。

委員長

かなりお手伝いをいただいでいて、それはほんとうにありがたいことである。さらにそれを確認して、それが稼働できるようにしていけたらと思う。

先ほど指導課長より今月末にとりあえずのマニュアルみたいな緊急のマニュアルは提示するようなお話があったが、学校には、この間教育長もおっしゃったように、赤い表紙の阪神大震災のとき以降につくられたものが確かにあると思う。あの後どのように手直しされたのか、私はちょっと把握していないが.....。

教育長

やっていない。

委員長

ぜひ、今回いろんな要素が新たに入ってきていると思う。社会が随分変わってきていると思うので、それはどこが担当してつくるようになっているのか、そのマニュアルは、

教育長

あれは防災課を中心に、学校でそういうチームをつくってつくらせた。

庶務課長

2つ、今回の震災もそうであったが、1つは教育委員会として、教育委員会が所管する学校の関係でそういう災害時の対応ということは考えなければいけないというのが1つあると思う。それは教育指導課長がお答えしたように子供たちの安全をどうやって確保した上で保護者の方に引き渡すかということになってくる。もう一方は、地域全体が震災で被害を受けたときに、学校は避難拠点という形になるということで、これは教育施設というよりも地域の避難拠点としての機能というか、そこをどうやっていくのかという話があるのだと思う。これについては防災課が中心となって地域防災計画を定めてやっていく。今回はたまたまそれが、実は学校の子供たちを安全に保護者に引き渡すという時間帯と帰宅困難者が学校に行き、あるいは地域の方が学校に避難したのがかぶってしまったために、そこら辺の役割分担というか、少し混乱したところがあって、まさに今回はその教訓を踏まえて、防災課ともその辺の話をしていかなければいけないのだと思うと思っている。

教育長

よろしく願います。

天沼委員

先ほど外松委員のほうからご指摘があったが、学校が避難拠点となった場合、先生方の役割が従来の子供たちを教育指導するというところから、避難生活をしている方々のいろいろなケアをしていくということになるので、そうすると、そういった指導というか、訓練などを先生方は受けているのか。どういうことが必要となるのかをちゃんと把握した上でないと、十分なケアはできないし、かえって負担が重くなってしまい、みずからがそれによって疲労こんぱいしてしまうことも考えられる。今回そういうニーズは上がってきていないが、かなり被災地では先生方は大変だっただろう、今でも大変だろうと想像しているが、練馬区では、何かそういう研修とか指導の予定、そういうもののご用意はあるのか。

庶務課長

先ほどお話しさせていただいた後段の部分、地域の避難拠点としての学校という位置づけがあるわけだが、そのために避難拠点の委員会をそれぞれ地域でつくっていて、区の職員なり地域の方たちが一つの委員会をつくって避難拠点となった場合の運営をしていこうということで、これは1年に何回か訓練をしながらやっている。その中には学校の先生にも入っていただくこともあるし、教員以外の学校の職員が入っている場合もある。それぞれの地域でつくっていきながらやっていくということである。

ただ、先ほどちょっと話したとおり、本来学校に子供がいる間に震災が起きたときに、本来の教育として子供たちの安全を確保した上で、さらに地域としての避難拠点の

学校の職員として教員の方の役割みたいな部分がかぶってきってしまったときにどうなんだろうかということは、これから防災課とも話をしていかなければいけない問題であろう。教員の方に二重、三重の負担をかけること自体が果たしてできるのかという話にはなってくるのだろうと思う。

安藤委員

質問であるが、ちょっと教育委員会のほうで、私もわからないが、避難拠点の地域の委員の方々は震度5強の地震が起こったときには、避難拠点になっている学校に行くというふうな決まりがあると思う。今回は震度5弱で、地域の方々はほとんどいらっしやらなかったということも聞いた。今回のように、例えば停電になったり、電車が動かなくなるとして帰宅困難となった場合には、震度にかかわらず、その基準がちょっと難しいかもしれないが、震度にかかわらず拠点のほうに出向いていただけるような変更等はあったのか。ないとするれば、今庶務課長がおっしゃったように、先生の負担は、学校に子供たちがいる時間だと大変なのかと思う。

庶務課長

なかなか難しいところがあるが、実は今回学校が避難拠点として必要になったのは、実は地域の住民の方が避難するというよりも、帰宅困難者、実は駅に人があふれてしまい、駅のそばの学校について一つずつ避難拠点として位置づけを行った。帰宅困難者がこういう状況の中でどうするのかという話は従来からあったが、実際にこういう形で震災が起きたのは初めてであった。そういう意味で言うと、防災課はその必要性があった段階で自動的に集まるというよりも、それぞれの避難拠点の職員に対して、すぐそれぞれ行ってくれという指示を出して、二十何力所かの帰宅困難者を対象とした避難拠点に従事者を派遣したという形をとったと聞いた。それが自動的に本来は集まるべきだったかもしれないが.....。

安藤委員

それは区の職員か。

庶務課長

区の職員で、必要な職員をそこに派遣したという形をとっている。

安藤委員

地域の一般の方々というのは基準がちょっと違って、震度5強という、私はそういうふうに聞いたが。

庶務課長

そこは防災課のほうにまた確認をしなければいけないが、いずれにしてもそんな形で避難拠点として開設をしなければいけない状況の学校については、防災課のほうで駅に近い学校について避難拠点を開設するということを判断した上で、それぞれ必要な職員

を派遣したという形を今回とったということであり、今安藤委員が言われたとおり、本来であれば、一定の震度以上が発生すれば自動的に集まる仕組みをつくらなければいけないのか。そうすると、99全部の話になって、本来、今回99全部必要だったかどうかという、そういう検証も要るのだろうと思っている。

安藤委員

今ちょっと誤解があるかもしれないが、区の職員の方は、多分今おっしゃったように必要などころに行くというのわかるし、例えば就業時間中に地震があった場合は、区役所の中での対応等もあると思うので、全部すぐに行くのは多分無理だと思う。ただ、地域にも避難拠点要員がいて、私も実際やっていたことがあるが、その人たちの基準が区の職員たちと違う。そういうことで集まらなかった。例えば学校が駅からちょっと遠かったとしても、ほんとうに古いアパートに住んでいるからちょっと怖いのでとらっしゃった方もいて、結局、その対応は学校がしなければならなかったのもうちょっとそのあたりが何とかなればいかなと思った。

庶務課長

防災課のほうに安藤委員の言われたような状況もあったということでお伝えしたいと思う。いずれにしても、今回のケースを踏まえて、防災課のほうももう少し実効性があるというか、使える計画をつくっていくと聞いているので、学校ともども今回の震災を教訓とした対応を図っていきたいと思っている。

委員長

あとはよろしいか。

各委員よりさまざまなご意見をいただいた。この陳情については、本日はここまでとして、次回以降審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第3号については「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書。この陳情は、本日新たに提出されたものである。事務局より願います。

事務局

陳情書を読み上げさせていただきます。

- 陳情の概要を読み上げ -

委員長

この陳情については、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第4号については「継続」とする。

(1) 教育長報告

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は、後援名義等の使用承認事業と、もう一点、学級編制について、口頭であるが、課長から報告させていただく。

委員長

それでは、報告の1番をお願いする。

庶務課長

資料5、練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業の一覧である。23年4月実施事業追加分と5月の実施事業分、4月20日現在のものである。お目通しいただければと思う。

以上である。

学務課長

このたび小学校1年生の学級編制基準では35人とする公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、義務教育標準法と言わせていただくが、改正がなされた。それに伴い、東京都においても東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の改正が行われた。それに伴い、今年度、平成23年4月1日にさかのぼり小学校1年生については35人を学級編制基準とするということで対応を求められているところである。

今回既に新学期が始まっているということで、小学校1年生については35人が原則

ではあるが、以下の理由に該当する場合には35人を超えて、40人以下までではあるが、学級編制することができるかとされている。まず第1に、教室不足のため35人編制が困難な場合、また、個別の学校の児童の状況に応じた教育上の配慮から学級を分割しない場合。最後に、既に学級編制が終わっているのに、クラスがえを行った場合、児童に対する影響が大きいと学校及び区市町村教育委員会が判断した場合ということで、この3点に該当する場合は35人を超えて今年度編制をしてもいいこととなっている。

これに基づいて、私どものほうで各該当する学校が13校あった。この13校について学級編制について意見を求めたところ、13校中5校がクラスがえをして35人編制にしたいと。残りの8校が、クラスはそのまま教員数だけ増えるような形で対応したいということで回答があったので、このままで東京都への同意協議を現在している。

今回、年度がずれてからの法律改正ということで、この法律そのものが今年の4月1日から施行する部分と、来年度になると、これまで東京都の同意協議をしていたが、ここが必要なくなり、各市町村で学級編制を行って届け出ればよいという形に改正がされることになっているので、この後しっかり法律については読み込んでいきたいと考えているが、当面、今年度小学校1年生については35人ということで、前にあったように35人になる学校といわゆるTTというか、複数担任制になる学校と2通りに分かれるということで、それも個々の学校の事情に配慮してということで対応をとりたいと考えている。

以上、簡単であるが、口頭で報告させていただく。

教育指導課長

今の学務課長のお話にあわせて、13校については、今後教員の配置が必要になってくるということがあるので、これについては都教委のほうと話をし、今現在都教委からは期限付教員を配置するということでは言われているので、決まり次第速やかに動いていくということになると思う。

以上である。

教育長

13人来るということか。

教育指導課長

13人来る。

教育長

13人来るということで、クラスがえをする学校は、5月1日付で変えるのか。

学務課長

このあたりについては、実は学級編制基準日としては、そもそも調査が来たのが法律改正後で、東京都の教育委員会で学級編制基準が改正されたのが4月22日、先週の金曜日のことだったので、実際いつからということについては、ちょっとまだ詳細、その

後東京都から来ていない。先週の金曜日の時点で東京都教育委員会のほうに同意の協議を出しているのに、その回答が来ないと、ちょっと詳細については現時点では不明ということである。

安藤委員

質問であるが、クラスがえを行わない学校が8校あるということであるが、この理由はそれぞれわかっているのか、その内訳がわかれば教えてほしい。

学務課長

8校についてはすべて同じ理由であり、クラスがえを行った場合、児童に対する影響が大きいと、この判断をしたということで、先ほど申し上げた3点の理由のすべて3番目の理由で、クラスがえを行わないということである。

委員長

ついでに質問であるが、5人は学級担任になると思うが、残りの8人の方は1年生にかかわる教員ということに限定されるのか。

教育指導課長

1年生のチームティーチングということになる。原則はそのようになる。

委員長

ほかにご質問はよろしいか。

教育長

では、5月半ばに変わることもあるのか、クラスがえというのが。まあ、いつやってもいいのだろうか。

教育指導課長

ちょうどこれで連休に入るが、学校として区切りがいいのは連休明けぐらいで、新たなクラス、5校であるか、なるのが一番いいと思うが、あとは都との関係でどういうふうになるかで、5月の連休明けすぐなのか、1週間後ぐらいなのかということになると思う。

教育長

期限付教員というのは練馬だけでも13人いるわけであるが、既に東京都はその教員は都で持っているのか。手持ちがあるのか。

教育指導課長

ある程度この35人になる可能性があるということで、昨年度の段階で期限付教員についてはある程度の数を確保しているということで私どもには連絡を受けている。

委員長

ほかに。

外松委員

単なる感想というか、国への意見であるが、学校のことがわかっていなくて、何でこんな年度の途中になって法律を制定するようなぶざまな施策なのかと、少ない人数で子供をやってくれるというのはすごいありがたいことであるが、それだったら、もうちょっと前だったらこんなふうにならなくて済んだのにと感想である。

教育長

東京都独自の去年から39人になった。ことしは38人、これは生きているのか。

学務課長

東京都の教員加配ということで、本年度、小学校1年生と中学校1年生については38人という学級編制基準があったが、法律の改正を受けたので、小学校1年生については35人、それ以外の中学校1年生についての38人と小学校2年生についての39人は、そのまま東京都の基準が生きている。

委員長

よろしいか。

そのほかに何かあるか。

学務課長

今回極めて異例尽くしであるが、今後の可能性ということでもう一点口頭でご報告させていただく。現在、練馬区で今回の東日本大震災による被災・避難した児童生徒の受け入れを行っており、先週の時点で47名の小中学生の受け入れを行っている。今後また計画避難区域がとられるとかいろいろな要素があるので、またこうした児童生徒を受け入れたことによって学級編制基準が、小学校1年生については35人、それ以外については40人を超える場合には、さらに特例としてまた変更同意をすることができるということで、これについては変更同意の基準日を5月1日ということで定められている。今現在練馬区においては、この被災児童生徒の受け入れによって学級編制を超える学校はないが、学級変更の期日まで1週間弱あるので、今後このあたりの動向を見ながら対応していくことが必要かと考えている。

委員長

状況が流動的なので、今後よろしく願いしたい。

天沼委員

今のお話であるが、その受け入れは、被災者の要望を受けて、この学校というふう

しているのか。それとも機械的に児童生徒数、こちらの数に合わせて、ここは多少緩やかだからここで受け入れるという形をとっているのか。

学務課長

基本的に被災児童の方の現在の生活の拠点がどこなのかということで、ほとんどの方は住所を移されずに練馬区のほうにいらっしゃっているので、現在の避難先というか、主に生活をなさっているところの学校のほうは入っていただくようにしている。

委員長

ほかにいかがか。よろしいか。
そのほかに連絡等なければ、よろしいか。

事務局

あとはない。

委員長

それでは、以上で第8回教育委員会定例会を終了する。